

宮城県屋外広告物の電子申請・キャッシュレス決済について

宮城県は、県民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化のため、従来の紙申請に加え、令和7年2月12日より、屋外広告物許可等申請の手続きオンライン化及びキャッシュレス決済を導入しています。

- | No | 手続き名 |
|----|---------------------------------|
| ① | 屋外広告物表示(設置)許可申請(第3条関係) |
| ② | 屋外広告物許可更新申請(第5条関係) |
| ③ | 屋外広告物変更(改造)許可申請(第6条関係) |
| ④ | 屋外広告物工事完了(除却、滅失)届出(第10条関係) |
| ⑤ | 屋外広告物管理者設置等届出書様式(第12条関係) |
| ⑥ | 広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出(第13条関係) |
| ⑦ | 広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出(第13条関係) |
| ⑧ | 屋外広告業登録申請(第15条関係) |
| ⑨ | 屋外広告業登録事項変更届出(第17条関係) |
| ⑩ | 屋外広告業廃業等届出(第18条関係) |
| ⑪ | 屋外広告物講習会申込(第19条関係) |
| ⑫ | 業務主任者認定申請(第20条関係) |

【手数料納入方法】

電子申請	紙申請		
①LoGo フォーム (オンライン決済)	②セルフレジ	③決済端末	④収入証紙
 <p>※LoGo フォーム(電子申請システム上でオンライン決済)</p>	 <p>※仙台土木事務所を除く ※キャッシュレス決済・現金決済が可能</p>	 <p>※仙台土木事務所のみ ※キャッシュレス決済のみ</p>	 <p>※販売は R7.9.30 まで 受付は R8.3.31 まで</p>

- 申請方法は電子申請又は紙申請からお選びいただけます。
- 電子申請の場合は①LoGoフォーム上でオンライン決済、紙申請の場合は②セルフレジ、③決済端末又は収入証紙により手数料を納付することができます。
- なお、キャッシュレス決済導入に伴い、収入証紙は令和7年9月30日で販売終了となります。(受付期間は令和8年3月31日まで)

お問い合わせ先

宮城県都市計画課行政班

022-211-3132